

令和5年度第5回庁議 次第

日時：令和5年11月20日(月)

9:30~10:00

場所：6階第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

(1) 令和5年第4回沖縄県議会（11月定例会）

提出予定議案について

【資料】

資料1 令和5年第4回沖縄県議会(11月定例会)提出予定議案一覧表等

資料2 令和5年第4回沖縄県議会(11月定例会)乙号議案説明資料

資料3 令和5年度11月補正予算(案)説明資料

資料4 沖縄県流域下水道事業会計補正予算(案)の概要

令和5年第4回沖縄県議会

(11月定例会)

提出予定議案一覧表等

令和5年第4回沖縄県議会(11月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室							0	
総務部	1	4	1	1		3	10	
企画部							0	
環境部							0	
子ども生活福祉部						1	1	
保健医療部						1	1	
農林水産部			1			4	5	
商工労働部						5	5	
文化観光 スポーツ部							0	
土木建築部	2	1	6			6	15	
企業局		1	1				2	
病院事業局							0	
教育庁			3				3	
公安委員会		1					1	
合 計	3	7	12	1	0	20	43	

令和5年第4回沖縄県議会(11月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和5年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)	総務部	
甲 2	予算	令和5年度沖縄県中城港湾マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	
甲 3	予算	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	土木建築部	
乙 1	条例	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 4	条例	沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 5	条例	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	土木建築部	
乙 6	条例	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 7	条例	沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例	企業局	
乙 8	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 9	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 10	議決	車両損傷事故等に関する和解等について	土木建築部	
乙 11	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 12	議決	部活動中の事故に関する和解等について	教育庁	
乙 13	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	
乙 14	議決	指定管理者の指定について(与那原マリーナ)	土木建築部	
乙 15	議決	指定管理者の指定について(西原・与那原マリパーク)	土木建築部	
乙 16	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立石川青少年の家)	教育庁	
乙 17	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立玉城青少年の家)	教育庁	
乙 18	議決	地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 19	議決	当せん金付証券の発売について	総務部	
乙 20	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	
1	認定	令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について	総務部	
2	認定	令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
3	認定	令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
4	認定	令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
5	認定	令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	土木建築部	
6	認定	令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	子ども生活福祉部	
7	認定	令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	総務部	
8	認定	令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
9	認定	令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	農林水産部	
10	認定	令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
11	認定	令和4年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	商工労働部	
12	認定	令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
13	認定	令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	商工労働部	
14	認定	令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	商工労働部	
15	認定	令和4年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
16	認定	令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	土木建築部	
17	認定	令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
18	認定	令和4年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
19	認定	令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	総務部	
20	認定	令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	保健医療部	

令和5年第4回沖縄県議会

(11月定例会)

乙号議案説明資料

令和5年第4回沖縄県議会(11月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	総務部	3
乙 2	条例	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	4
乙 3	条例	沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 4	条例	沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例	総務部	6
乙 5	条例	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	土木建築部	7
乙 6	条例	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	8
乙 7	条例	沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例	企業局	9
乙 8	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	10
乙 9	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	11
乙 10	議決	車両損傷事故等に関する和解等について	土木建築部	12
乙 11	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	13
乙 12	議決	部活動中の事故に関する和解等について	教育庁	14
乙 13	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	15
乙 14	議決	指定管理者の指定について (与那原マリーナ)	土木建築部	16
乙 15	議決	指定管理者の指定について (西原・与那原マリンパーク)	土木建築部	17
乙 16	議決	指定管理者の指定について (沖縄県立石川青少年の家)	教育庁	18
乙 17	議決	指定管理者の指定について (沖縄県立玉城青少年の家)	教育庁	19
乙 18	議決	地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	20
乙 19	議決	当せん金付証票の発売について	総務部	21
乙 20	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	22

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

【議案提出の理由】

不適正な会計処理の事案等が重ねて発生したことにより公務に対する県民の信頼を損ねたことに鑑み、令和6年1月1日から同年3月31日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

【議案の概要】

- 1 減額支給措置期間
令和6年1月1日～令和6年3月31日

- 2 減額割合
 - (1) 知事 給料月額15%
 - (2) 副知事 給料月額10%

- 3 施行期日
令和6年1月1日

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、給料表を引上げ改定するとともに、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当を引き上げる。
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与についても同様に引き上げる。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については令和6年4月1日から施行する。
なお、給料表及び初任給調整手当（医師及び歯科医師に限る。）の改定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の改定は令和5年12月1日から適用する。

【説明】

- 1 公民較差を踏まえた改正
 - (1) 高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引き上げるとともに、若年層に重点に置き行政職給料表を1,000円～12,000円の引上げ（平均改定率1.03%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）
 - (2) 初任給調整手当：医師及び歯科医師に対する手当を800円引上げ（上限月額414,800円→415,600円）
 - (3) 勤勉手当（一般職）：年間の支給月数0.10月分引上げ（支給月数：年4.40月分→年4.50月分）
 - (4) 期末手当及び勤勉手当（定年前再任用短時間勤務職員）：年間の支給月数0.05月分引上げ（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ）（支給月数：年2.30月分→年2.35月分）
 - (5) 期末手当（特定任期付職員等）：年間の支給月数を0.10月分引上げ（支給月数：年3.30月分→年3.40月分）
- 2 その他所要の改正
初任給調整手当：獣医師に対する手当を25,000円引上げ（上限月額30,000円→55,000円）
- 3 施行期日：公布の日。
（なお、1(1)及び1(2)については令和5年4月1日から、1(3)から1(5)については令和5年12月1日、2については令和6年4月1日から適用する。）

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定
知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。
- 2 条例の適用
令和5年12月1日から適用する。ただし、知事及び副知事の令和5年12月に支給する期末手当の支給割合は据え置く。

【説明】

- 1 知事等の常勤の特別職 年間 3.15月分→3.25月分（0.10月分引上げ）
知事
副知事
公営企業の管理者
病院事業の管理者
教育長
常勤の監査委員
- 2 特別職の秘書 同上

提出議案の概要

【部局名】 総務部

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

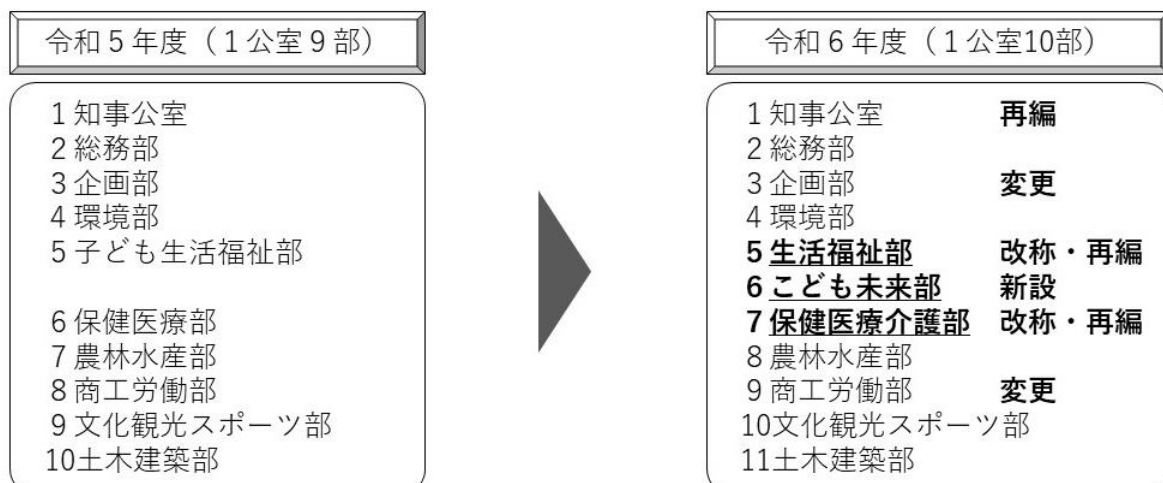
【議案提出の理由】

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施するため、こども未来部を新たに設置するとともに、知事公室、子ども生活福祉部及び保健医療部を再編する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 新たにこども未来部を設置し、現行の1公室9部を1公室10部（知事公室、総務部、企画部、環境部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部及び土木建築部）とする。
- 2 知事公室においては、次に掲げる事項を分掌する。（新たに(3)～(5)を移管・新設）
 - (3) 平和に関する事項
 - (4) 地域外交に関する事項
 - (5) 知事から特に命ぜられた重要な事項
- 3 生活福祉部においては、次に掲げる事項を分掌する。（改称）
 - (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
 - (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
- 4 こども未来部においては、次に掲げる事項を分掌する。（新設）
 - (1) こども及び若者の福祉に関する事項
 - (2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項
 - (3) 人権に関する事項
- 5 保健医療介護部においては、次に掲げる事項を分掌する。（改称、追加）
 - (1) 地域医療及び介護に関する事項
- 6 その他所要の改正を行う。
- 7 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 沖縄県交通安全対策会議条例等の附属機関の設置を定める条例について、所要の改正を行う。

【説 明】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 道路占用料の額を改める。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。
- 4 この条例の施行に伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第70号)の一部を改正する。
- 5 この条例の施行に伴い、沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年沖縄県条例第56号)の一部を改正する。

【説明】

- 1 占用料の額
占用料の額を算定の基礎となる民間における地価水準(固定資産税評価額)及び地価に対する賃料の水準の変動を反映した適正な額に改める。
- 2 所在地区分の変更
令和4年12月14日付け国土交通省告示第1263号に基づき、現行条例では第三級地に含まれる中城村を第二級地に、第四級地に含まれる名護市を第三級地とする。
 - ・ 第一級地：地価の平均が都の特別区等の平均以上の市町村
 - ・ 第二級地：地価の平均が人口20万人以上の市の地価の平均以上の市町村で第一級地以外のもの
 - ・ 第三級地：地価の平均が人口20万人未満の市の地価の平均以上の市町村で第一級地、第二級地以外のもの
 - ・ 第四級地：地価の平均が町村の地価の平均以上の市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの
 - ・ 第五級地：その他の市町村
- 3 施行時期及び経過措置
改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。
なお、施行日までに占有許可を受けた既存占有物件の継続占有期間の占用料は、改正後の占用料の額と前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額のいずれか低い額を適用する経過措置を定める。

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

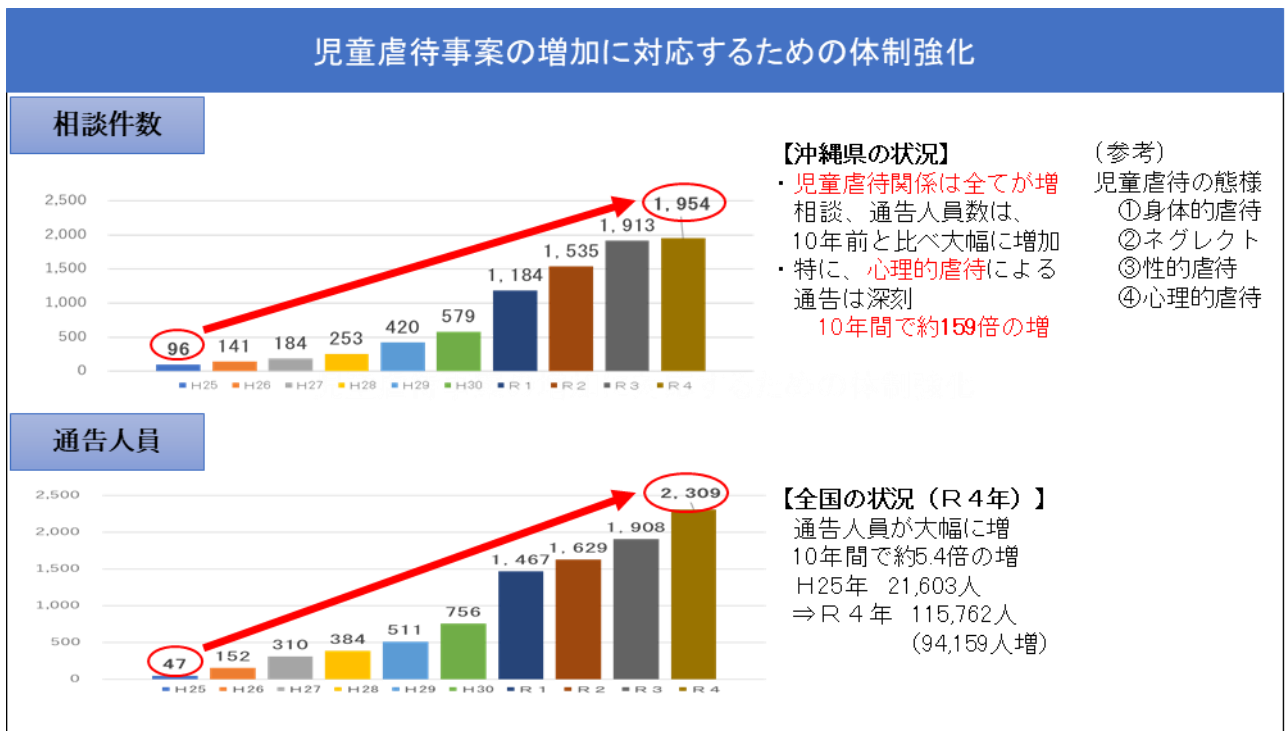
常勤の少年補導職員を配置することにより、急増している児童虐待関係の事案に対応する体制を強化する等のため、沖縄県警察における警察官以外の職員の定員を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県警察職員の定員を改める。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】

児童虐待事案の件数の増加に的確に対応するため、一般職員（少年補導職員）を増員する必要がある。



一般職員（少年補導職員）を5人増員

⇒ 児童虐待事案への迅速・的確な対応、被害児童の精神的負担の軽減を図る。

提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

水道事業の円滑な運営を図るため、水道料金の額の適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

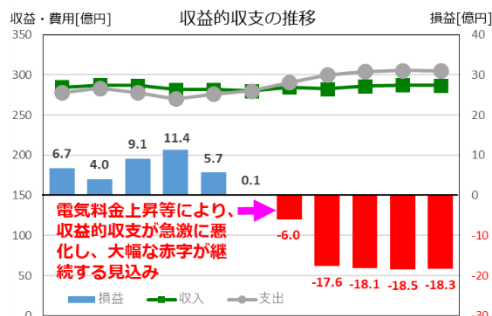
- 水道料金を1立方メートルにつき「102円24銭」から「135円70銭」に改める。
- この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 水道料金の額の特例を定める。（段階的な改定）
令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間は、「135円70銭」を「125円24銭」とする。
- その他所要の改正を行う。（附則第2項から第5項の削除）

【説明】

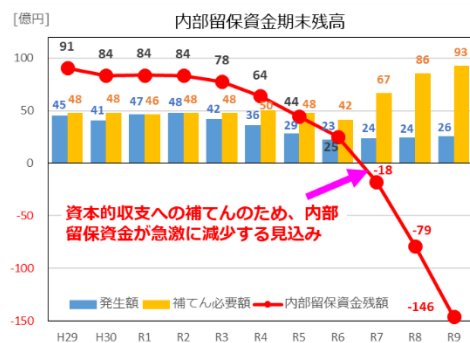
1 料金改定の背景

決算の概要と見込み（料金改定なしの場合）

(1) 収益的収支



- 動力費等の費用の増加に伴い、令和5年度は、約6億円の純損失を計上する見込み
- 令和6年度以降も約18億円程度の純損失が発生する見込み



- 緩やかに減少してきたが、資本的収支への補てんのため、令和5年度期末では大幅に減少
- このまま補てん財源が確保できないと令和6年度には著しく減少する見込み

健全な経営を確保し、水道用水の安定給水を継続していくため、企業局水道料金を改定する必要がある

※内部留保資金は、収益的収支の純利益と減価償却費等が原資となり、国庫補助金及び企業債とともに建設改良事業費等の資本的支出の財源となることから、内部留保資金が枯渇すると建設改良事業が困難となる。

2 水道料金改定内容

○企業局水道料金の推移（消費税等の導入・税率の改正を除く）

実施年月日	料金 [円/m³]	改定額 [円]	改定率 [%]
昭和47(1972)年5月15日	17.84	—	—
昭和50(1975)年7月1日	35.60	17.76	99.55
昭和53(1978)年1月1日	59.72	24.12	67.75
昭和56(1981)年9月1日	78.92	19.20	32.15
平成5(1993)年6月1日	102.24	23.32	29.56
令和6(2024)年10月1日(予定)	125.24	23.00	22.50
令和8(2026)年4月1日(予定)	135.70	10.46	8.35

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「8億2,472万5千円」を「374万円」増額し「8億2,846万5千円」に変更する。

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

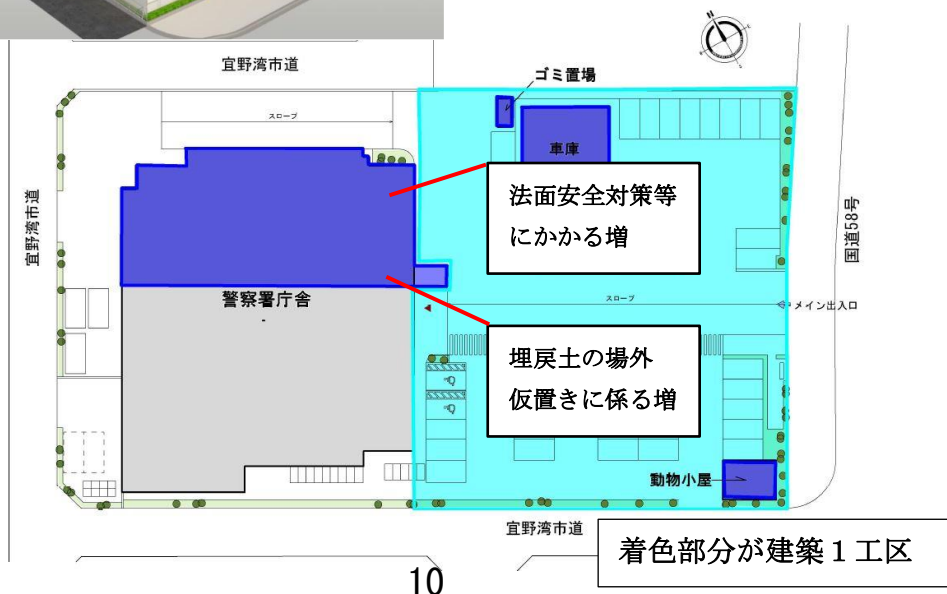
本工事は、庁舎を建替える建築工事の1工区であり、警察署庁舎及び附属する車庫棟などを新築する工事である。

今回の変更は、法面安全対策等による土工事の増額、埋戻し土の場外仮置きが増額等に伴い、契約金額を増額するものである。

- 1 契約金額(変更前) 8億2,472万5千円
- 2 契約金額(変更後) 8億2,846万5千円
- 3 契約の相手方 株式会社仲本工業・株式会社富士建設特定建設工事共同企業体



敷地面積：4,754.06㎡
総事業費：約31億円
構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上4階 地下1階
延べ面積：2,450.92㎡(全体：5,822.33㎡)
工期：令和4年10月19日～令和6年9月7日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第9号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「8億7,087万円」を「4,927万8,675円」増額し「9億2,014万8,675円」に変更する。

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

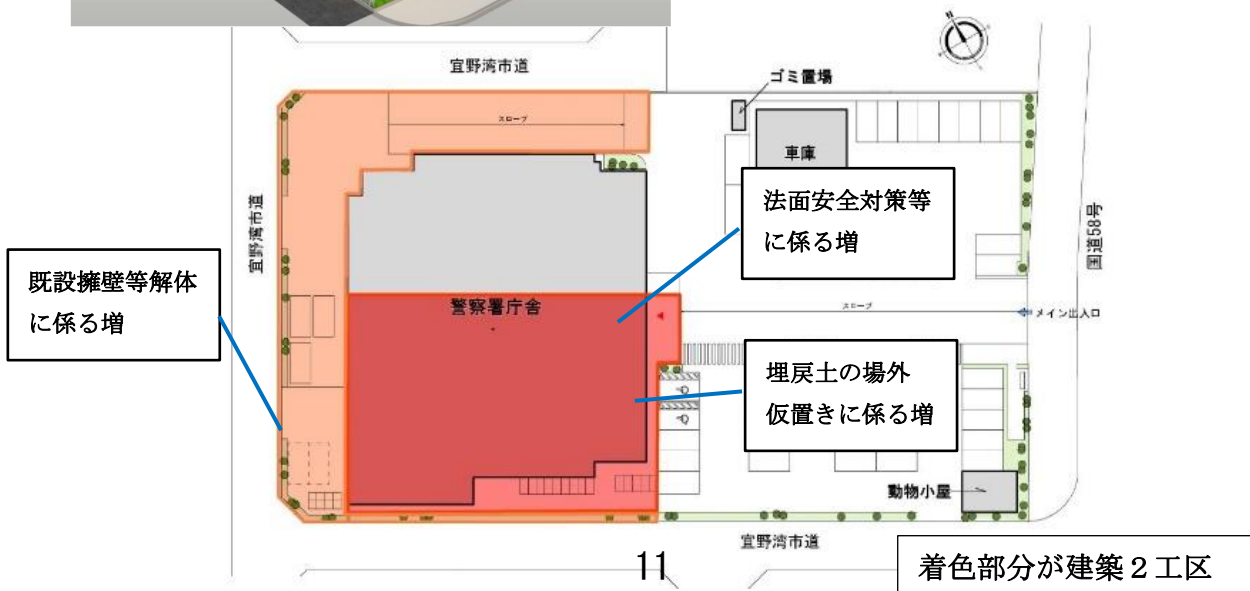
本工事は、庁舎を建替える建築工事の2工区であり、警察署庁舎を新築する工事である。

今回の変更は、法面安全対策等による土工事の増額、埋戻し土の場外仮置き増額、既設擁壁の解体撤去及び山留工事等の追加に伴い、契約金額を増額するものである。

- 1 契約金額(変更前) 8億7,087万円
- 2 契約金額(変更後) 9億2,014万8,675円
- 3 契約の相手方 株式会社野原建設・株式会社丸元建設特定建設工事共同企業体



敷地面積: 4,754.06 m²
総事業費: 約31億円
構造: 鉄筋コンクリート造
階数: 地上4階 地下1階
延べ面積: 3,371.41 m² (全体: 5,822.33 m²)
工期: 令和4年10月19日~令和6年9月7日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 10 号議案 車両損傷事故等に関する和解等について

【議案提出の理由】

道路管理瑕疵にかかる事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

道路の管理の瑕疵に起因する事故等であって、既に保険による損害賠償金のほか県と相手方との間に何ら債権債務がないことを書面（免責証書等）により合意した上で、道路賠償責任保険により相手方に損害賠償金が支払われた 161 件について、議会の議決を求める。

【説明】

沖縄県は、指定区間外の国道及び県道の道路管理者となっている。

道路管理者は道路の管理の瑕疵等によって車両等に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うとされており、県では、損害賠償請求に対応するため、平成 2 年から道路賠償責任保険を契約している。

道路の管理の瑕疵等により生じた事故については、保険会社が損害賠償金額を査定し、県と相手方で、損害賠償金の額及び損害賠償金以上の債権債務のない旨を記載した書面で合意をしており、損害賠償金については、保険会社から直接相手方に支払を行っている。

これまで、当該事案については、保険金の範囲内であれば、県の財政上の支出を伴うものではないため、議会の議決を要しないと理解していた。

しかし、今年度、弁護士に過去の対応方法について相談したところ、「損害賠償金以上の債権債務のない旨を書面で合意することは和解にあたり、議会の議決が必要と考えられ、過去の案件についても、手続的に瑕疵がある状態であり、この瑕疵を治癒するため議決を得る必要がある」との助言があった。

このため、過去の案件について、合意の内容を有効とするために、和解及び損害賠償額の確定の議決を得るべきものと判断したことから、議会の議決を求める。

- (1) 損害賠償の件数 161 件
- (2) 損害賠償の総額 33,633,724 円

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 11 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

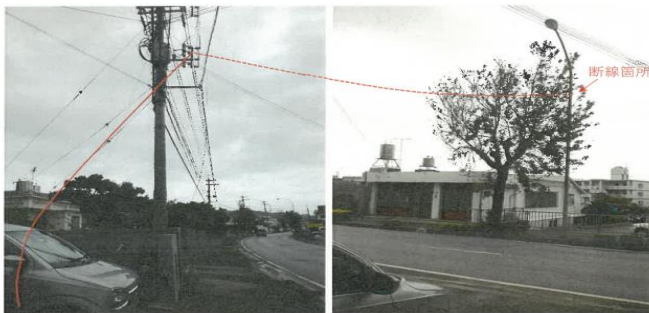
【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道 16 号線に県が設置した街路樹による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 8 月 2 日
- 3 事故発生場所 うるま市字塩屋 248 番地 1
- 4 損害賠償額 195,835 円

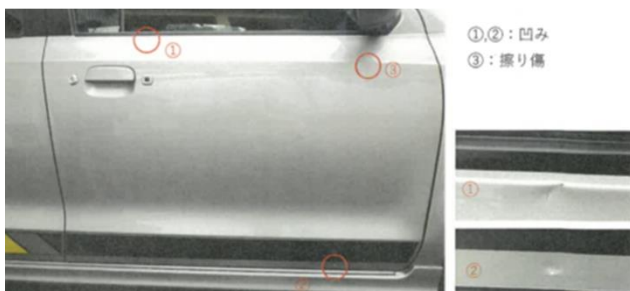
【説明】

- 1 令和 5 年 8 月 2 日午前 7 時頃に、県道 16 号線において、台風 6 号の強風により道路照明施設に電力を供給する架空線の接続端子部分に街路樹が接触し、架空線が接続端子部分から外れ、相手方自宅に駐車していた車両に接触し、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、街路樹の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 195,835 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0

(1) 現場写真



(2) 車両の損害状況



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第 12 号議案 部活動中の事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

部活動中の事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県立八重山高等学校野球部の部活動中に生徒の打球が隣接する市道を歩行していた者に当たったことによる事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 2 月 17 日
- 3 事故発生場所 石垣市字登野城 275 番地 県立八重山高等学校先市道産業道路上
- 4 損害賠償額 427,082 円

【説明】

- 1 令和 5 年 2 月 17 日、県立八重山高等学校グラウンドにおいて、トスバッティング練習中の打球が防球ネットを越え、歩行者に直撃し、肋軟骨を骨折させた。
- 2 過失割合
県：相手方＝10：0

①事故現場の全体図



提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 13 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

導水施設の事故に関する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項並びに地方公営企業法第 40 条第 2 項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 平成 20 年 5 月 27 日に、名護市字許田地内に埋設していた企業局の導水管が破裂し土砂が噴出したことにより、同地内に設置していた工事業者の工事機器等を破損させた。
- 2 当該事故の損害賠償金については、平成 20 年 9 月 10 日に当事者間で示談書を交わしており、平成 20 年 9 月 25 日に保険金分を、同年 10 月 3 日に企業局負担分を相手方に支払済である。
- 3 当該事故に関する損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求める。

【説明】

- 1 県は、企業局が管理する水道施設の事故に備え、昭和 54 年度以降、日本水道協会の水道賠償責任保険に加入しており、事故が発生した場合は、相手方に損害賠償金として水道賠償責任保険から保険金及び企業局から免責金額相当額（5 万円）を支払ってきた。
- 2 当該損害賠償金のうち企業局が支払う免責金額相当額が沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 30 号）第 8 条で規定する損害賠償の額を超えていなかったことから、議会の議決を要するものとは認識しておらず議会の議決を得ていなかった。
- 3 今般、総務部からの議会の議決に付すべき事項に関する照会に基づき過去の事務処理について確認を行う中で、被害者に対して保険会社から直接支払われた額を含めた損害賠償額の総額について議会の議決を得る必要があることが解り、該当する事案が 1 件あることが判明した。
- 4 当該損害賠償の額を定めるために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 14 号議案 指定管理者の指定について（与那原マリーナ）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 与那原マリーナ
- 2 指定管理者となる団体 北谷町北谷 1 丁目 14 番地 3 ハイビスカスマンション 1 F
株式会社シーエンジニアリング沖縄
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

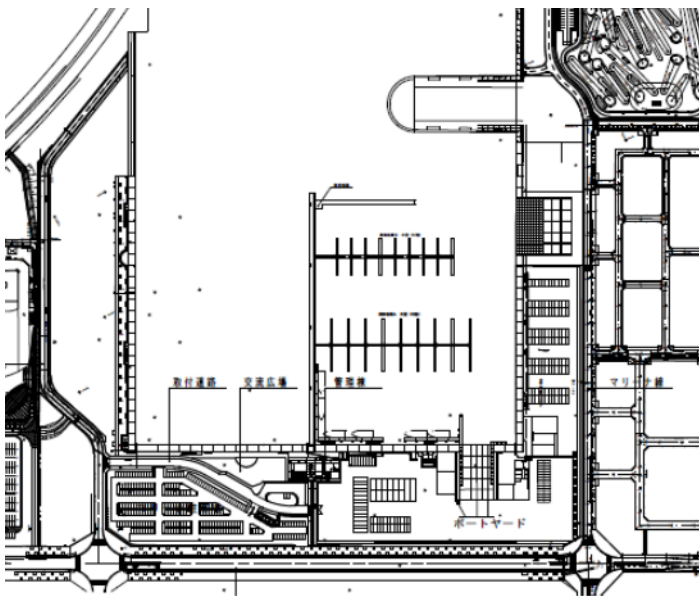
【説明】

- 1 応募団体数 4 者
- 2 指定管理料上限額 2 億 4,437 万 6,000 円

(参考)

- 1 現指定管理者 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
- 2 現指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

与那原マリーナ



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 15 号議案 指定管理者の指定について（西原・与那原マリパーク）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 西原・与那原マリパーク
- 2 指定管理者となる団体 浦添市内間 5 丁目 10 番 15 号
株式会社クリード沖縄
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 3 者

(参考)

- 1 現指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 2 現指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

西原・与那原マリパーク



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第16号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立石川青少年の家）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 うるま市字川崎468番地
公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 2億1,715万7,000円

(参考)

- 1 現指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター
- 2 現指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

沖縄県立石川青少年の家（うるま市石川）



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第17号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立玉城青少年の家）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 沖縄じんぶんの杜共同企業体
代表者 那覇市首里池端町34番地2F
一般社団法人沖縄じんぶん考房
那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城荘B
特定非営利活動法人1万人井戸端会議
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1者
- 2 指定管理料上限額 2億2,396万6,000円

(参考)

- 1 現指定管理者 一般社団法人沖縄じんぶん考房
- 2 現指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

沖縄県立玉城青少年の家（南城市玉城）



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 18 号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

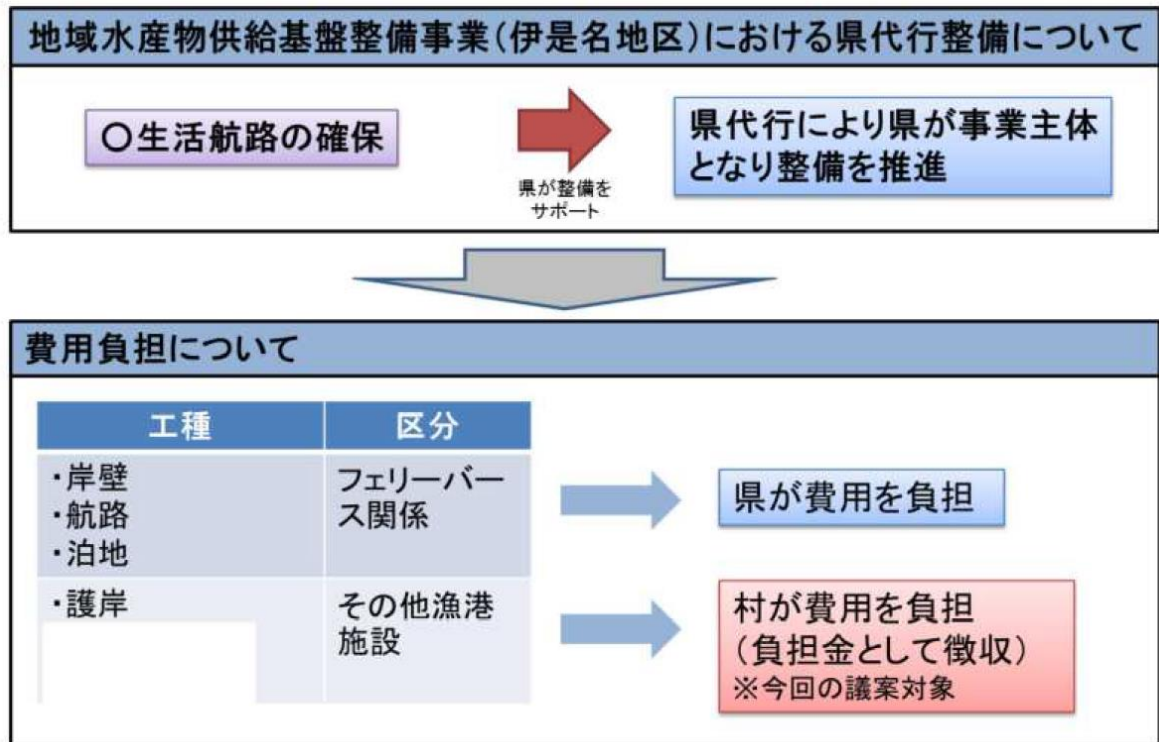
【議案提出の理由】

地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第 27 条 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 地域水産物供給基盤整備事業を県が代行事業として整備することにより、利益を受ける関係村に対し、費用の一部を負担させるため、事業費、関係村負担分の事業費、負担金、関係村負担分の事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 令和 5 年度対象の事業費は全体で 4,000 万円となっており、そのうち、沖縄県負担対象分は 3,400 万円、伊是名村負担対象分は 600 万円となっている。
対象事業の伊是名村負担金率は 10.00%のため、徴収することとなる負担金額は 60 万円となる。
- 3 事業費の増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額する。

【説明】



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 19 号議案 当せん金付証券の発売について

【議案提出の理由】

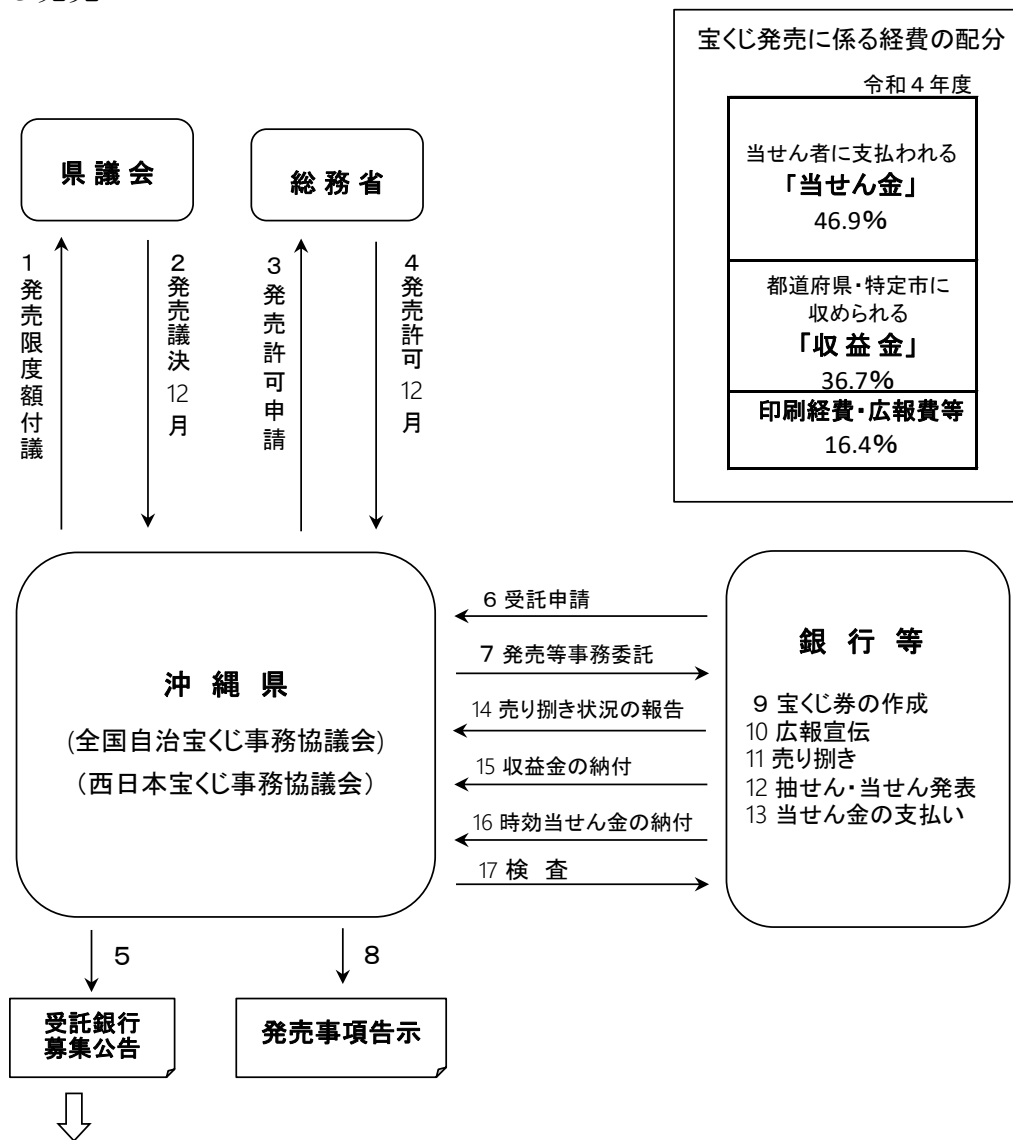
公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため令和 6 年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額については、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和 6 年度に発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売限度額の議決を求めるもので、限度額を 160 億円とする。

【説明】

宝くじ発売フロー



宝くじ発売期間の初日の 3 月前までに公告… { 4 月発売 → 1 月公告 }
(事務協議会が実施)

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 20 号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員 1 人が令和 5 年 12 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会における会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
半嶺 満（教育長）	R04.04.01～R07.03.31	
大城 進（委員）	R04.07.15～R08.07.14	
比嘉 佳代（委員）	R04.01.01～R07.12.31	
小濱 守安（委員）	R03.01.01～R06.12.31	
宮城 光秀（委員）	R05.04.05～R09.04.04	
藏根 美智子（委員）	R02.01.01～R05.12.31	任期満了

3 委員の活動状況について（令和 4 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 11 回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 2 回
- (3) 総合教育会議・・・・・・・・ 2 回
- (4) その他・・・・・・・・・・ 71 回
(式典、外部会議、学校等視察 等)

令和5年度 11月補正予算（案） 説明資料

1	11月補正予算（案）の概要	2頁
2	歳入歳出総括	3頁
3	歳入歳出財源内訳	4頁
4	部局別総括	5頁
5	補正予算事業	6頁
6	繰越明許費補正	13頁
7	債務負担行為補正	15頁
8	特別会計補正予算	18頁

令和5年11月
総務部財政課

11月補正予算(案)の概要

1 補正予算の考え方

当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計（第5号）】	7,899,377	
1. 原油価格・物価高騰等に係る支援	798,097	
2. 災害への対応等	359,031	
3. 沖縄振興特別推進交付金事業	0 (±144,239)	3事業
4. 県単融資事業費	5,265,341	
5. その他	1,476,908	
【特別会計】		
1 中城湾港マリン・タウン特別会計	—	債務負担行為補正

歳 入 歳 出 総 括

(単位：千円)

(1) 歳 入

既決予算額 877,785,993

今回補正額 7,899,377

(内 訳)

国 庫 支 出 金	1,216,617
財 産 収 入	2,284
繰 入 金	1,132,954
諸 収 入	5,212,222
県 債	335,300

改 予 算 額 885,685,370

(2) 歳 出

既決予算額 877,785,993

今回補正額 7,899,377

(内 訳)

義 務 的 経 費	1,111,694
人 件 費	206,437
扶 助 費	905,257
公 債 費	0
投 資 的 経 費	356,959
普 通 建 設 事 業 費	158,049
補 助 事 業 費	△ 275,190
単 独 事 業 費	433,239
災 害 復 旧 事 業 費	198,910
補 助 事 業 費	183,910
単 独 事 業 費	15,000
そ の 他 の 経 費	6,430,724
物 件 費	157,362
補 助 費 等	1,004,237
積 立 金	2,284
貸 付 金	5,266,841

改 予 算 額 885,685,370

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国 庫 支 出 金	1,216,617	1,216,617			
財 産 収 入	2,284			2,284	
繰 入 金	1,132,954			263,280	869,674
諸 収 入	5,212,222			△ 62,124	5,274,346
県 債	335,300		335,300		
歳 入 合 計	7,899,377	1,216,617	335,300	203,440	6,144,020
(歳 出)					
義 務 的 経 費	1,111,694	453,410		0	658,284
人 件 費	206,437				206,437
扶 助 費	905,257	453,410			451,847
公 債 費	0			0	0
投 資 的 経 費	356,959	△ 200,088	335,300	182,689	39,058
普通建設事業費	158,049	△ 347,216	283,600	182,689	38,976
補助事業費	△ 275,190	△ 347,216	△ 81,800	182,689	△ 28,863
単独事業費	433,239		365,400		67,839
災害復旧事業費	198,910	147,128	51,700		82
補助事業費	183,910	147,128	36,700		82
単独事業費	15,000		15,000		
その他の経費	6,430,724	963,295		20,751	5,446,678
物件費	157,362	3,600			153,762
補助費等	1,004,237	958,695		18,467	27,075
積立金	2,284			2,284	
貸付金	5,266,841	1,000			5,265,841
歳 出 合 計	7,899,377	1,216,617	335,300	203,440	6,144,020

【参考】令和5年度末 主要基金残高 見込額 (単位：千円)

	補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	3,816,623	869,674	0	2,946,949
減債基金	29,875,644	62,124	0	29,813,520

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
総 務 部	162,198,626	164,517		5,200		159,317
企 画 部	33,125,195	506,784	276,326	34,100	184,973	11,385
子ども生活福祉部	102,950,355	△8,457	29,416	△52,800	18,467	△3,540
保 健 医 療 部	100,043,592	900,570	450,285			450,285
農 林 水 産 部	58,777,412	711,681	661,699	51,700		△1,718
商 工 労 働 部	91,184,031	5,370,852	59,891			5,310,961
土 木 建 築 部	83,665,836	117,000	△261,000	305,500		72,500
公 安 委 員 会	37,820,432	136,430		△8,400		144,830
合 計	877,785,993	7,899,377	1,216,617	335,300	203,440	6,144,020

※一般会計補正予算(第5号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計11月補正予算(第5号)事業

1. 原油価格・物価高騰等に係る支援

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	沖縄県交通事業者 安全・安心確保支援 事業	276,326	<p>交通事業者等の運行継続を支援するための経費</p> <p>【予算】 補正前 721,657千円 → 補正後 997,983千円</p> <p>【内訳】 委託料 3,600千円、補助金 272,726千円</p> <p>【内容】 原油価格・物価高騰、円安等の影響を受け厳しい経営状況となっている交通事業者に対し燃料高騰分を支援するための補正</p>	企画部 (交通政策課)
2	沖縄県和牛子牛生 産者緊急支援事業	521,771	<p>子牛生産農家に対し、肉用子牛価格下落分の一部を補助し、子牛生産体制維持の支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 521,771千円</p> <p>【内訳】 補助金 521,771千円</p> <p>【内容】 近年の飼料費等生産コストの急激な上昇及び子牛価格の下落などにより生産コストが販売額を上回る危機的状況にあることから、子牛生産農家に対し、肉用子牛価格下落分の一部を補助し、子牛生産体制の維持を支援するための補正</p>	農林水産部 (畜産課)

2. 災害への対応等

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	災害救助費	36,934	<p>災害救助法に基づく救助の実施及び救助事務に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 20,210千円 → 補正後 57,144千円</p> <p>【内訳】 負担金、補助及び交付金 36,934千円</p> <p>【内容】 台風第6号の影響による被災者について市町村が行う応急救助の実施に要するための補正</p>	子ども生活福祉部 (消費・くらし安全課)
2	災害援護費	6,187	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく弔慰金の支給等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 5,073千円 → 補正後 11,260千円</p> <p>【内訳】 扶助費 4,687千円、貸付金 1,500千円</p> <p>【内容】 台風第6号の影響による被災者について市町村が弔慰金等を支給を行うための補正</p>	子ども生活福祉部 (消費・くらし安全課)
3	漁港漁場災害復旧事業費(補助事業)	183,910	<p>漁港漁場施設における災害復旧工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 411,210千円 → 補正後 595,120千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 183,910千円</p> <p>【内容】 県管理漁港施設における災害復旧工事を実施するための補正</p>	農林水産部 (漁港漁場課)
4	漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)	15,000	<p>漁港漁場施設における国庫補助対象とならない災害復旧工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 117,100千円 → 補正後 132,100千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 15,000千円</p> <p>【内容】 県管理漁港施設における国庫補助対象とならない災害復旧工事を実施するための補正</p>	農林水産部 (漁港漁場課)
5	緊急自然災害防止対策事業(道路防災)	117,000	<p>道路法面对策及び道路護岸復旧の調査設計や工事等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,835,000千円 → 補正後 1,952,000千円</p> <p>【内訳】 委託料 16,000千円、工事請負費 100,000千円、補償費 1,000千円</p> <p>【内容】 令和5年9月の台風第11号の接近に伴う大雨により道路法面の変状の拡大が発生していることから、対策工事等を実施するための補正</p>	土木建築部 (道路管理課)

3. 沖縄振興特別推進交付金事業

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	分蜜糖振興対策支援事業費	135,239	<p>分蜜糖製造事業者の経営安定に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 754,010千円 → 補正後 889,249千円</p> <p>【内訳】 補助金 135,239千円 うち ①気象災害等影響緩和対策事業費 77,471千円 うち ②離島条件格差是正補填対策事業費 57,768千円</p> <p>【内容】 ・①関係 気象災害等の影響により、製造コスト等に影響が出ていることから、その増嵩分について支援するための補正 ・②関係 現状の製造コストが著しく高く、急激なコスト低減が困難な分蜜糖製造事業者を対象に標準コストとの差額について支援するための補正</p>	農林水産部 (糖業農産課)
2	含蜜糖振興対策事業費	△ 144,239	<p>含蜜糖製造事業者及びさとうきび農家の経営安定を目的とし、製造コストの不利性を補正するための経費</p> <p>【予算】 補正前 2,398,248千円 → 補正後 2,254,009千円</p> <p>【内訳】 補助金 △144,239千円</p> <p>【内容】 R04/05期の原料処理量及び産糖量が減産した事による生産条件不利補正の減、台風襲来による製造コスト上昇分に対する気象災害等影響緩和対策の増、入札等による製造合理化対策の減による補正</p>	農林水産部 (糖業農産課)
3	沖縄国際物流ハブ活用推進事業	9,000	<p>国際物流ハブ機能を活用した県産品の海外販路拡大に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 111,026千円 → 補正後 120,026千円</p> <p>【内訳】 補助金 9,000千円</p> <p>【内容】 コロナ収束により県内事業者の海外との商談や見本市出展など海外販路拡大に向けた動きが復活し補助金申請額が当初見込みを上回ったことに伴う増額補正</p>	商工労働部 (アジア経済戦略課)

4. 県単融資事業費

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	県単融資事業費	5,265,341	<p>県内中小企業者の資金繰り支援に係る経費</p> <p>【予算】 補正前 64,583,994千円 → 補正後 69,849,335千円</p> <p>【内訳】 貸付金 5,265,341千円</p> <p>【内容】 県制度融資の需要増が見込まれることから、融資枠の確保に必要な預託額に係る補正</p>	<p>商工労働部 (中小企業 支援課)</p>

5. その他

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	庁舎維持管理費	164,517	<p>本庁舎等の維持管理に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,127,040千円 → 補正後 1,291,557円</p> <p>【内訳】 需用費 91,863千円、委託料 68,840千円、負担金 3,814千円</p> <p>【内容】 電力会社の料金改定に伴う庁舎の光熱水費の不足分及び本庁舎PFOS漏出に対応するための補正</p>	総務部 (管財課)
2	公債管理特別会計繰出金(元金償還金)	0	<p>県債を償還するため、公債管理特別会計に繰り出す経費</p> <p>【予算】 予算額 63,157,325千円(増減無し)</p> <p>【内訳】 その他の特定財源 △1,731千円、一般財源 1,731千円</p> <p>【内容】 都市モノレール建設事業資金貸付金に係る元金の一部返済計画見直しに伴う財源振替のための補正</p>	総務部 (財政課)
3	公債管理特別会計繰出金(利子償還金)	0	<p>県債を償還するため、公債管理特別会計に繰り出す経費</p> <p>【予算】 予算額 2,213,395千円(増減無し)</p> <p>【内訳】 その他の特定財源 1,731千円、一般財源 △1,731千円</p> <p>【内容】 都市モノレール建設事業資金貸付金に係る利子収入の増に伴う財源振替のための補正</p>	総務部 (財政課)
4	特定駐留軍用地等内土地取得事業	184,973	<p>普天間飛行場等駐留軍用地跡地の先行取得に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,147,710千円 → 補正後 1,332,683千円</p> <p>【内訳】 公有財産購入費 178,553千円、委託料 4,136千円、積立金 2,284千円</p> <p>【内容】 地権者からの用地買取申出が当初見込みを上回ることに伴う補正</p>	企画部 (県土・跡地 利用対策課)

5. その他

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	通信施設改修事業	45,485	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワークの改修に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 102,100千円 → 補正後 147,585千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 45,485千円</p> <p>【内容】 久米中継局鉄塔等改修工事において、資材費等の高騰や鉄塔塗料有害物質の処理に要する費用増に伴う補正</p>	企画部 (情報基盤整備課)
6	若夏学院運営費	△ 51,578	<p>若夏学院の運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 417,834千円 → 補正後 366,256千円</p> <p>【内訳】 委託料 △802千円、工事請負費 △50,776千円</p> <p>【内容】 工期が変更になったことにより、進捗率を60%から40%に変更したための減額補正</p>	子ども生活福祉部 (青少年・子ども家庭課)
7	精神障害者自立支援医療費	900,570	<p>自立支援医療(精神通院)の公費負担に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 7,675,869千円 → 補正後 8,576,439千円</p> <p>【内訳】 扶助費 900,570千円</p> <p>【内容】 精神通院医療にかかる医療費(扶助費)が当初見込みより増となっていることに伴う補正</p>	保健医療部 (地域保健課)
8	うちなーんちゅ応援プロジェクト	52,691	<p>感染拡大防止対策協力金の支給に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 40,000千円 → 補正後 92,691千円</p> <p>【内訳】 報償費 52,691千円</p> <p>【内容】 うちなーんちゅ応援プロジェクトにおいて、一部支給を保留している協力金の支給額が確定したことから、事業者に対し、同協力金を支給するための補正</p>	商工労働部 (中小企業支援課)
9	職員費	43,820	<p>職員の給与・手当に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 2,186,185千円 → 補正後 2,230,005千円</p> <p>【内訳】 給料 28,711千円、職員手当等 11,544千円、共済費 3,565千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正の影響による補正</p>	商工労働部 (産業政策課)

5. その他

(単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
10	港湾改修費	0	<p>県管理港湾施設の整備に要する経費</p> <p>【予算】 予算額 959,000千円(増減無し)</p> <p>【内訳】 国庫支出金 △261,000千円、県債 188,500千円、 一般財源 72,500千円</p> <p>【内容】 充当できない可能性のある国庫補助金を県債及び一般財源に振り替えるための補正</p>	土木建築部 (港湾課)
11	名護警察署新庁舎 建設事業	△ 26,187	<p>名護警察署新庁舎の建設に要する庁舎建設基本設計及び建設 用地造成設計に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 26,737千円 → 補正後 550千円</p> <p>【内訳】 委託料 △26,187千円</p> <p>【内容】 名護警察署新庁舎建設の単独事業から、運転免許センター北部 支所との集約建設へと事業内容を見直したため、令和5年度内での 設計契約が困難となったことによる減額補正</p>	公安委員会 (警察本部 会計課)
12	職員費	162,617	<p>職員の給与・手当に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 27,945,969千円 → 補正後 28,108,586千円</p> <p>【内訳】 給料 47,803千円、共済費 114,814千円</p> <p>【内容】 人事委員会勧告に伴う給与条例改正及び警察共済組合の短期・ 介護負担金率変更の影響による補正</p>	公安委員会 (警察本部 会計課)

繰越明許費補正

【一般会計】

(追加)

(単位：千円)

款	項	補正額	備考
2 総務費		411,301	
	2 企画費	294,161	通信施設改修事業 他1事業
	4 市町村振興費	117,140	沖縄振興特別推進交付金(市町村)
6 農林水産業費		1,589,079	
	2 畜産業費	380,619	畜産担い手育成総合整備事業費(補助金事業)
	3 農地費	389,388	不発弾等探査費 他3事業
	4 林業費	46,200	治山事業費(交付金事業)
	5 水産業費	772,872	水産物供給基盤機能保全事業 他2事業
8 土木費		4,262,910	
	1 土木管理費	867,400	沖縄振興公共投資交付金(道路街路課市町村事業) 他3事業
	2 道路橋りょう費	1,115,934	高規格ICアクセス道路整備事業費 他3事業
	3 河川海岸費	387,935	沖縄振興公共投資交付金(河川) 他3事業
	4 港湾費	987,641	港湾改修費 他4事業
	5 都市計画費	480,000	社会資本整備総合交付金(首里城公園)
	7 空港費	424,000	公共離島空港整備事業
10 教育費		1,291,106	
	4 高等学校費	967,730	高等学校施設改装・改修事業費 他3事業
	5 特別支援学校費	26,171	特別支援学校施設改装・改修事業費
	6 社会教育費	297,205	首里城復興事業 他1事業
11 災害復旧費		1,885,396	
	1 農林水産施設災害復旧費	865,396	県営林道施設災害復旧事業費(補助事業) 他3事業
	2 土木施設災害復旧費	1,020,000	河川等災害復旧事業費 他1事業
合計		9,439,792	

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額	増減額
6 農林水産業費			972,262	1,520,129	547,867
	3 農地費		686,137	1,134,004	447,867
		水利施設整備事業 (交付金事業)	52,000	469,105	417,105
		農業集落排水事業	542,737	573,499	30,762
	5 水産業費		286,125	386,125	100,000
		水産流通基盤整備事業	286,125	386,125	100,000
8 土木費			5,751,810	6,923,796	1,171,986
	2 道路橋りょう費		4,748,450	5,870,450	1,122,000
		地域連携道路事業費 (地域高規格道路)	750,000	1,660,000	910,000
		緊急自然災害防止対策事業 (道路防災)	716,000	928,000	212,000
	3 河川海岸費		158,000	207,986	49,986
		自然災害防止事業(河川)	158,000	207,986	49,986
合 計			6,724,072	8,443,925	1,719,853

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共施設マネジメント推進事業	令和6年度	153,000
農地整備事業	令和6年度	1,453,009
水利施設整備事業	令和6年度	660,003
水産環境整備事業	令和6年度	408,334
土木事務所費	令和6年度	13,500
県単道路事業（管理）	令和6年度	410,000
道路橋りょう調査費	令和6年度	33,000
社会資本整備総合交付金 （内閣府）（道路街路課）	令和6年度	180,000
沖縄振興公共投資交付金 （河川）	令和6年度	200,000
道路新設改良費（港湾課）	令和6年度	1,700,000
港湾改修費	令和6年度	647,700

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
都 市 モ ノ レ ー ル 建 設 推 進 費	令 和 6 年 度	160,000
「 沖 縄 県 立 石 川 青 少 年 の 家 」 料 指 定 管 理 料	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 まで	217,155
「 沖 縄 県 立 玉 城 青 少 年 の 家 」 料 指 定 管 理 料	令 和 6 年 度 从 令 和 10 年 度 まで	223,966

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 前 (変 更 前)	限 度 額 後 (変 更 後)
若 夏 学 院 運 営 費	令和6年度	162,672	288,646
県 融 資 制 度 損 失 補 償	令和5年度から 令和24年度まで	554,709	581,216
公 営 住 宅 建 設 費 (新 川 団 地 4 期)	令和6年度から 令和7年度まで	1,512,848	1,621,641
警 察 施 設 費	令和6年度から 令和7年度まで	62,390	106,875

千円

特 別 会 計

【債務負担行為補正】

(追 加)

[中城湾港マリン・タウン特別会計]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
「与那原マリーナ」指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	244,376

沖縄県流域下水道事業会計補正予算(案)の概要

(令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第1号)(案)の概要)・・・・・・・・・・ 1

令和5年11月

土木建築部

令和5年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第1号）（案）の概要

今回の補正は、宜野湾浄化センターの既存施設の老朽化や流入汚水量の増加に対応するため沖合の埋立地に施設を改築（耐震化）・増設する必要があること、適正工期の確保及び施工時期の平準化を図ることから、中部流域下水道建設費における債務負担行為の限度額変更を行い、当該工事を実施するものである。

債務負担行為補正

（変更）

事 項	期 間	限 度 額 （変 更 前）	限 度 額 （変 更 後）
中 部 流 域 下 水 道 建 設 費	令和6年度	553,800	1,552,800 千円

○補正の内訳

- ・宜野湾浄化センター最終沈殿池築造工事（R6）